

## 新城市自治基本条例（案）パブリックコメント実施結果

■実施期間 平成24年9月10日から10月10日まで

## ■提出意見数内訳

提出方法	人数	件数	備考
直接持込	1人	1件	
郵送	0人	0件	うち募集期間外に寄せられた意見 0人(0件)
FAX	0人	0件	うち無記名による意見 0人(0件)
電子メール	2人	4件	うち無記名による意見 0人(0件)
合計	3人	5件	

## ■提出意見の詳細と市の考え方（案）

件数	ご意見		市の考え方
	関係条文		
1	第2条 第1号 第2号	(1)(2)で住民と市民を分けて定義づける必要があるのか。 16条の住民投票の部分で必要なのかなとも思いますが、「市内に住所を有する20歳以上の日本国籍を有すると」とでも表記すればよいのでは。	<b>原案どおり</b> まちづくりを行っている者は、住民のみならず、市外から通勤・通学している人、市民活動団体や企業も活動しております。そうした現状を踏まえ、まちづくりの主役としての住民に加え、市内通勤、通学者や市内で活動している団体なども含め市民としています。 しかしその一方で、市の方向性を決定したり、自治組織等に参加することは市内に住所がある者でなければならないことから、住民と市民を分けて定義づけています。
2	第2条 第3号	(3)議会を「市」包含した意図は？ リーフレットでもQ2及びQ3で「市民」「議会」「行政」のそれぞれの役割などを表している。	<b>原案どおり</b> この条例で、まちづくりの担い手は、市民、議会、行政の3者ですが、議会、行政の両者にかかる共通の規定があるため、両者をまとめ「市」と表現しています。
3	第7条	こどもが地域社会の一員として位置づけられることは、大変意義深いことです。 さらに進めるため、学校教育の場（小・中・高校）で、この条例の精神などを植え付けることを具体化していただきたい。本条例で何らかの具体策が明示できることが望ましいのでは。	<b>参考にする</b> 条例は基本的な方針を示したものであり、それを実現させていく具体策はそれぞれ事例に応じて運用していくことが必要であると考えています。
4	第18条	18条で行政区は市民活動団体と協力しなければならない、と定めているが、実情には合わない。そもそも市民活動団体とは、どういう団体をいうのか定かではない。	<b>原案どおり</b> 市民活動団体とは、市内でまちづくり活動を行う有志団体を指すものであり、主に公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む非営利の活動を行うNPO法人やボランティア活動団体をいいます。
		すべての市民活動団体はその行政区にとって、有益なものとは限らない。このため、このような規定では、例えば行政区の活動目的に合致しない市民活動団体についても協力を求められれば、協力しなければならないのではないか。	<b>修正</b> ご指摘のような点を考慮し、第2項は、行政区との連携の大切さを重視し努力義務としていましたが、ご意見を踏まえ削除します。
5	第7条	条例の中、「市民」という言葉には、老若男女含まれていると認識しているのですが、第3章第7条にあえて「こども」という言葉が使っている事に違和感を感じます。	<b>原案どおり</b> 世代のリレーが続くまちづくりを進めるため、次世代の担い手である「子ども」のまちづくりへの参加が重要であるとの考えから、第3章で定めています。
		もし、「こども」という言葉を入れるのであれば、男女共同参画の観点から「女性」という言葉を入れる事が妥当ではないのかと。ご一考をお願いいたします。	<b>修正</b> 男女共同参画については、ご意見を踏まえ女性の視点によるまちづくりの重要性も表現できるよう、前文を「・・・市民一人ひとりを大切に、老若男女みんなが当事者となってまちづくりをすすめてはなりません。」に修正します。